

平成27年第2回関川村議会臨時会会議録（第1号）

○議事日程

平成27年4月24日（金曜日） 午前10時 開会

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 報告第 2号 | 平成26年度関川村一般会計継続費に係る精算額の報告について |
| 第 5 | 報告第 3号 | 平成26年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について |
| 第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（関川村税条例の一部を改正する条例） |
| 第 7 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村一般会計補正予算（第10号）） |
| 第 8 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）） |
| 第 9 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号）） |
| 第10 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）） |
| 第11 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）） |
| 第12 | 議案第44号 | 平成27年度関川村一般会計補正予算（第1号） |
| 第13 | 議案第45号 | 財産の取得について |
| 第14 | 議案第46号 | 関川中学校グラウンド改修工事請負契約の締結について |

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|-----|------------|-------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 報告第 2号 | 平成26年度関川村一般会計継続費に係る精算額の報告について |
| 第 5 | 報告第 3号 | 平成26年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について |
| 第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（関川村税条例の一部を改正する条例） |

第 7	承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村一般会計補正予算（第10号））
第 8	承認第 5号	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号））
第 9	承認第 6号	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号））
第10	承認第 7号	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号））
第11	承認第 8号	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
第12	議案第44号	平成27年度関川村一般会計補正予算（第1号）
第13	議案第45号	財産の取得について
第14	議案第46号	関川中学校グラウンド改修工事請負契約の締結について

○出席議員（10名）

1番	高橋八男君	2番	佐藤友之君
3番	菅原修君	4番	平田広君
6番	伝信男君	7番	平田ゆかり君
9番	渡辺秀雄君	10番	津野庄衛君
11番	近良平君	12番	渡辺健作君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	平田大六君
副村長	佐藤忠良君
教育長	佐藤修一君
総務課長	伊藤保史君
税務会計課長	井上広栄君
住民福祉課長	中束正子君
農林観光課長	伊藤隆君
建設環境課長	高橋賢吉君
教育課長	稲家誠君

総務課参事 加藤善彦君

○事務局職員出席者

事務局長 佐藤充代
主査 小池由美子

午前10時00分 開 会

○議長（高橋八男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回
関川村議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（高橋八男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、渡辺秀雄さん、10番、津
野庄衛さんを指名いたします。

日程第2、会期の決定

○議長（高橋八男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日一日に決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（高橋八男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により定例監査の結果報告書及び同法第235条の2第3項の規定に
より平成27年2月分、3月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管
しておりますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から臨時会招集あいさつについて申し出がありました。これを許可します。 村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。本日平成27年第2回臨時村議会を招集いたしましたと
ころ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありが
とうございました。本臨時会に提案いたしますのは、一般会計補正予算、関川中学校グラウンド改
修工事と除雪機械の購入等の早期に着手しなければならない案件、それにこれまで専決処分を行っ

た案件の報告承認等11件であります。

追って上程の際に詳細にご説明申しあげますので、慎重ご審議のうえご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋八男君） 以上で、村長の臨時会招集あいさつを終わります。

日程第4、報告第2号、平成26年度関川村一般会計継続費に係る精算額の報告について

○議長（高橋八男君） 日程第4、報告第2号、平成26年度関川村一般会計継続費に係る精算額の報告についてを議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君）

報告第2号 平成26年度関川村一般会計継続費に係る精算額の報告についてであります。

地方自治法に基づいた報告であります。詳細は、総務課長に説明をさせます。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君）

それでは説明させていただきます。事業名は、戸籍の電算化事業でございます。平成25年度と平成26年度の2か年にわたりまして実施した事業でございます。総計の支出済み額が、6,672万2千円となっております。平成26年度は1,567万2千円でございます。詳細はこの報告書の記載のとおりでございますのでご確認をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

日程第5、報告第3号、平成26年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（高橋八男君） 日程第5、報告第3号、平成26年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 報告第3号、平成26年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてであります。これも地方自治法に基づいた報告であります。詳細は総務課長に説明させます。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 詳細の説明をさせていただきます。次のページで一覧表にまとめておりますが、この上から2つは3月31日の専決で繰越しするものでございます。以下のものは、3月補正の時に説明をさせていただきますので、省略させていただきます。

上の60周年記念事業費23万2千円は、フォトコンテストの後期分で、平成27年の春と夏の実施予定の分でございます。それから、財産管理費につきましては、旧山水苑、雲母里^{きらり}の修繕料、備品購入費、工事請負費の額でございます。雲母里^{きらり}整備のためのものでございます。以上です。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（関川村税条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋八男君） 日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（関川村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君）

承認第3号、専決処分の承認を求めることについてであります。関川村税条例の一部を改正する条例について。地方自治法の改正法が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、村の税条例もそれに合わせ3月31日付けで専決処分をしたものであります。詳細は、税務会計課長に説明をさせます。

○議長（高橋八男君） 税務会計課長。

○税務会計課長（井上広栄君） 承認第3号、税条例の一部改正でございますが、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。大きく改正された箇所でございますが、最初4ページでございます。第70条、軽自動車税の税率でございます。今年の4月から税率を引き上げることとなっております。2輪車と小型特殊自動車につきまして、適用開始時期が1年間延期されることに伴う措置であります。

軽自動車税につきましては予定どおり4月1日から、新規登録されたものから新税率の適用となります。

13の11ページ、下のほうであります。附則第15条、軽自動車税の税率の特例ということで、燃料性能に応じたグリーン化特例の新設でございます。環境性能に応じて税率が安くなるとい

うものでございます。参考資料をのちほどご覧いただきたいと思います。

前の方に戻っていただきまして、13の7ページであります、第8条、その次のページの第8条の2、これはふるさと納税の申告手続きの簡素化であります。法改正に併せて新設するものがあります。全般を通しまして下線の引かれた字句であります、法改正に併せて所要の規定を整備するものであります。以上であります。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（関川村税条例の一部を改正する条例）は、報告のとおり承認することに決定しました。

日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村一般会計補正予算（第10号）

日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号）

日程第10、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（高橋八男君） 日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成26

年度関川村一般会計補正予算（第10号）から日程第11、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで、以上5件を一括議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村一般会計補正予算（第10号）から承認第8号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで、以上補正予算5件についてであります。

一般会計におきましては、財源を精査し財政調整基金からの繰り入れを全額取りやめることができました。詳細はそれぞれ、担当課長に説明をさせます。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 承認第4号、専決第5号、平成26年度関川村一般会計補正予算（第10号）の説明をさせていただきます。

歳入歳出からそれぞれ1,910万円を減額して総額を48億1,000万円にするものでございます。

歳出の方から説明させていただきますので19ページをお開き願います。先ほどの村長の説明のとおり、決算をむかえるにあたりまして最後の補正ということで減額等、精査しているものでございます。

まず、地域振興費の積立金でありますけれども、ふるさと応援基金は寄付金分を積み立てるものでございます。74件で551万円でございます。

次は、精査のための減額でありますし、繰出金関係につきましては、各国保会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計の最終予算を見込みましてそれぞれ減額となったものでございます。

次の21ページでございます。診療所特別会計繰出金でございますが、これは交付税に算入されている分を国保会計を通して診療所会計に繰出すものでございます。診療所が1か所あることによって、普通交付税が687万5,000円の交付税算入がございます。これを診療所の方に繰出すものでございます。

少子化対策は精算でございますし、合併浄化槽補助金につきましても精算の減でございます。ごみ、国土調査事業も精算によるものでございます。

22ページの一番下のいで湯の関川ふるさと会への補助金でございますが、31年以上継続の会員へプレミアム商品券の贈呈を行おうということで、1万円の21名分を計上させていただいております。

道路橋りょう維持費関係は精算でございます。除雪等の作業委託につきましては、待機料等もありまして増額となっております。道路橋りょう新設改良費につきましても、事業の確定による

精算でございます。県営事業の負担金も確定による精算でございます。

住宅総務費でございますが、これはリース料でございます。年初の計上は見込みで計上させてもらいまして、リース料が確定しましたので減額の補正をするものでございます。

スクールバス運行料につきましては、燃料費等の高騰によりまして額がちょっと足りないというところで補正させていただきました。歳出は以上でございますので歳入の方をお願いいたします。

8ページをお開き願いたいと思います。税につきましては額の確定によりまして補正をさせていただきます。

譲与税関係それから交付金関係につきましても全て額の確定に伴う補正でございます。

11ページ地方交付税でございますが、特別地方交付税の額が1億3,241万円と確定されました。それに基づきまして当初見込んでいた額との増額分5,041万円を補正するものでございます。

観光施設使用料は精算でございます。ごみの清掃手数料も精算でございます。

国庫支出金関係も事業の確定に伴うものでございます。

道路橋りょう費の国庫補助金、臨時道路国庫補助金がつきましたので300万円補正させてもらうものであります。当初、ちょっとどうかなというような見込みがあったのですけれども、補助金がこちらに入ることになりましたので額の確定に伴い補正させてもらうものでございます。

委託金関係は精算でございます。民生費の県の負担金、補助金関係も全て事業の確定に伴う補正でございます。財産収入につきましても額の確定による補正でございます。

寄付金につきましては、先ほど歳出の方でも申し上げましたとおり74件の寄付の件数がございました。今年度、寄付金の額を補正するものでございます。

基金の繰入金でございますが、先ほど村長の説明にもありましたように財政調整基金につきましては、繰り入れはこの△5,500万円の結果、0円ということになります。

そのほか、事業費の確定に伴う減額の補正でございます。延滞金につきましては決算見込みによる増額補正でございます。農林水産業費の受託事業収入も精算でございます。雑入の関係も事業費の確定に伴います精算でございます。国庫支出金の過年度収入でございますが、児童福祉関係でございます。前年度の額の確定に伴い入ってきたものでございます。

村債につきましても、事業の確定に伴う減額補正でございます。以上が歳入の補正でございます。

7ページに戻っていただきまして、繰越明許費でございます。先ほど繰越明許費の一覧表で説明させていただきましたが、この専決で2件繰越明許費を掲げさせていただきました。60周年記念事業費先ほどのとおり、フォトコンテストの後期分でございますし、財産管理費は旧山水苑のきらり雲母里の整備事業の繰越明許費でございます。

地方債補正でございますけれども、2件補正させていただきます。事業の確定に伴うものでご

ございます。廃止につきましては、実績等、ないもの。豪雪対策事業債につきましては、蛇喰の消雪井戸の新設でございましたが、水脈にあたらなかったことによる減ということでございます。

以上です。

○議長（高橋八男君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君）

私の方からは、承認第5号から承認第8号まで説明させていただきます。

最初に、承認第5号、平成26年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

最初に、歳出の方から説明させていただきます。歳出211ページをご覧ください。

2款、保健給付費、1目、一般被保険者療養給付費4,800万円の減額補正でございます。

2目、退職被保険者等療養給付費597万5千円の減額補正で、合計しますと給付費全体で5,397万5千円を減額するものです。

これにつきましては、高齢化などにより被保険者の減少に伴いまして、医療費の給付実績が当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

一般被保険者数は、昨年3月末と比較しますと、昨年より70名減って1,279人。退職被保険者数は、20人減って116人となっております。

11款、諸支出金、1目、直営診療施設勘定繰出金ですが、一般会計からの関川診療所普通交付税算入分を関川診療所会計へ繰入れるのですが、一旦、国保会計をとおす必要があるためここで繰出金として支出するものでございます。687万5千円。

つづきまして、歳入でございます。206ページをご覧ください。

4款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金は、一般保険給付等の32%が交付されるものですが、決算見込みにより1,880万円を減額するものです。

また、2目、高額医療費共同事業国庫負担金も決算見込みにより290万円減額補正するものでございます。

2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金、普通調整交付金、医療給付費額等の9%が交付されるものですが決算見込みにより60万円の減額補正となります。また、特別調整交付金、制度改正に伴うシステム改修費用等に対して交付されるものですが、決算見込みにより250万円減額補正とするものでございます。次ページをお願いします。

5款、療養給付費等交付金、これは、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、決算見込みにより2,210万円を減額補正するものでございます。

6款、前期高齢者交付金、65歳から74歳の保険者間の不均衡を調整するため、被保険者数の加入者数に応じて調整されるものですが、給付費の減額により1,170万6千円の減額補正とするも

のです。

7款、県支出金、1目、高額療養費共同事業県負担金も決算見込みによる290万円の減額補正ですが、これも保険給付費の減額に伴うものです。

2項、県補助金、1節、基準交付金、ここだけ1,330万円増額となっています。拠出金は、前年度の給付額を基準として拠出しますが、交付されるときは今年度の給付額で入ってきます。関川村が拠出金を多く支払ったため、共同安定化事業支援の対象となり、増額されて交付されたものでございます。

2節、支援交付金、健康増進等の推進のための活動に対する評価基準によって交付されるものですが、生活習慣病予防対策、自殺予防対策、ウォーキングなどを行っておりまして決算見込みによる50万円の減額補正でございます。差引しますと、1,280万円の増額補正となります。

8款、国保連合会支出金、2節、生活習慣病予防のための保険活動推進事業補助金、50万円の減額補正となります。

9款、共同事業交付金も国保連合会からの交付金でございます。

1目、高額医療費共同事業交付金、費用額80万円を超える部分の交付ですが決算見込みにより1,410万円の減額補正となります。

次ページをお願いします。

2目、保険財政共同安定化事業交付金、医療費用額30万円から80万円未満の100分の59が交付となりますが、決算見込みにより5,280万円の減額補正をするものです。

11款、繰入金、1節、保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）低所得者の保険料軽減分を公費で補てんするもので、決算見込みによる257万1千円の減額補正をするものです。保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、これは低所得者の数に応じて保険料の一定割合を補てんするものでございます。決算見込みにより84万2千円の減額です。

3節、財政安定化支援事業繰入金、国保財政の安定化のために国に認められた繰入金ですけれども地方交付税に80%の金額が算定されております。決算見込みにより615万1千円減額するものです。

6節、その他一般会計繰入金、先ほども支出で申し上げましたが、一般会計から診療所会計へ直接支出できないため、ここで一旦受け、国保会計を通過することになっています。687万5千円の増額補正をするものです。

12款、繰越金、2目、その他繰越金、前年度繰越金、繰越金を7,169万5千円増額しまして、合計で7,980万円とするものでございます。

以上で、国保会計の説明を終わらせていただきます。

つづきまして、承認第6号、平成26年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第

3号)をご説明させていただきます。

最初に歳出から説明させていただきます。306ページをご覧くださいと思います。

2款医業費、11節需用費、消耗品、実績に基づく50万円の減額補正でございます。13節、委託料、実績に基づく100万円の減額補正でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。304ページをご覧くださいと思います。

1款診療収入、実績に基づき211万2千円の減額補正でございます。4款繰入金、1目基金繰入金、関川診療所交付税算入分が2項の事業勘定繰入金として687万5千円入ることによりまして、ここで850万円減額補正するものでございます。

2項1目事業勘定繰入金687万5千円の増額補正は、一般会計から国保会計を通過してきた関川診療所の普通交付税算入分でございます。

5款繰越金、実績に基づく236万2千円の増額補正でございます。6款諸収入、実績に基づく12万5千円の減額補正でございます。

歳入歳出それぞれ150万円の減額補正でございます。以上で、関川診療所特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして承認第7号平成26年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を説明させていただきます。

最初に歳出から説明させていただきます。406ページをご覧ください。

1款総務費、13節委託料、介護保険事業計画委託料10万円の減額は、第6期介護計画書作成の際の業者委託料不要残の減額補正でございます。

25節積立金、介護給付費準備基金の積立金1,500万円の増額ですが、介護給付費が予想より少なかったために基金として積立するものでございます。3項、介護認定審査会、実績に基づく40万円の減額補正でございます。

次ページをご覧ください。2款保険給付費居宅にいて各種サービスを受けるものですが、実績に基づく2,830万円の減額補正でございます。地域密着型介護サービス費(認知症対応型通所介護デイサービス、グループホーム、ハーティプラザ関川)も実績に基づく500万円の減額補正でございます。ちなみに、今、認定者3月末時点で453人。昨年より同じ時点では9人となっております。

5款地域支援事業費、13節委託料、外出支援事業委託料、実績に基づく20万円の減額でございます。介護サービス以外で福祉タクシーによる通院支援をしております。

生活管理短期宿泊事業委託料、実績に基づく30万円の減額補正でございます。これも60歳以上の介護認定を受けていない人を対象としておりまして、家族がいない間の、やまゆり荘とか胎内やすらぎの家の最長1週間限度としての宿泊でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。404ページをご覧ください。

3款国庫支出金、1節現年度分調整交付金、この交付金は平成25年12月から平成26年11月サービス分の実績に応じて決定されるもので精算はございません。実績による520万円の減額補正でございます。

4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、給付費の減額により2,320万円を減額補正するものです。これは2号被保険者40歳から64歳までの方の保険料分でございます。5款県支出金、1目介護給付費負担金、県からは県の見込額概算で交付されますので、その分が村の見込みより多かったため、300万円増額補正となります。ただし、実績に応じて翌年度精算しますので返還することとなります。

次のページをお願いします。7款繰入金、1目介護給付費繰入金、給付費が減ったことによる700万円の減額補正でございます。2目その他繰入金の減額は、介護保険計画委託料と認定調査委託料の歳出が減ったことによる50万円の減額補正でございます。5目地域包括支援センター事務費繰入金の50万円の減額は、外出支援事業委託料と生活管理短期宿泊事業委託料の歳出が減ったことによる減額補正でございます。

8款繰越金、実績に合わせた増額補正となります。25年度からの繰越金1,410万円を増額して、合計2,634万円とするものです。介護保険の説明は以上でございます。

続きまして承認第8号、平成26年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。507ページをご覧ください。

1款総務費、13節委託料、人間ドック委託料、実績に基づく25万円の減額補正でございます。肺炎球菌ワクチン接種委託料は当初、後期高齢者の会計でみておりましたが、一般会計で予算計上したことによる15万円の減額補正とするものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、実績に基づき60万4千円を減額補正するものでございます。

3款諸支出金、1目還付加算金につきましても実績に基づきまして3万6千円を減額するものでございます。

続いて歳入でございます。504ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、保険料額の確定見込みに伴いまして、年金から天引きしている特別徴収保険料11万5千円減額補正、普通徴収保険料を21万1千円減額補正するものでございます。4月1日の被保険者数は、去年より13人減の1,432人となっております。

2款使用料及び手数料、2目督促手数料、事業費精査による9千円の減額でございます。

3款国庫支出金、1目国庫補助金につきましましては、長寿健康増進事業確定に伴う46万3千円の

減額補正でございます。人間ドックの助成、ゆ〜む券、地区別健康教室等の事業費でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事業費繰入金、事業費精査による6万5千円の減額補正でございます。2目保険基盤安定繰入金、低所得者等の保険料軽減負担金に係る繰入金37万9千円の減額補正でございます。

5款繰越金、事業費精査による23万3千円の増額補正でございます。

6款諸収入、1目還付加算金3万6千円の減額と雑入6千円の増は事業費精査によるものでございます。歳入歳出それぞれ104万円の減額減額補正するものでございます。以上で承認第8号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

○議長（高橋八男君） 初めに、承認第4号の質疑を許します。質疑はありますか。

12番、渡辺さん。

○12番（渡辺健作君） 12番渡辺です。11ページの歳入の方ですけれども。ゆ〜むの入館料が170万円減額となっていますが、入込みが減って減額となったのか、段々入込が少なくなっている傾向にあるのか、それともずーと横ばいなのか、その辺の事情をお願いしたいのですが。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） ゆ〜むの入込みの状況でございますけれども、平成26年度は前年度より3,000人ほど少ない状況であります。15万4,000人の入込みでございます。その前の年度は順調に伸びてきておりまして、昨年度は消費税の影響等もございましたでしょうし、夏が特に不順で、8月の入込みが非常に悪かったということでございます。

入館料の予算はめいっぱい見込んで予算計上しましたの、若干見込み誤りという形で170万円の減額ということでございます。

○議長（高橋八男君） 12番。

○12番（渡辺健作君） 今後の見通しですが、入館料を増やすような計画とかそういうものは考えてはおらないですか。

○総務課長（伊藤保史君） 3月、聞いているところでは4月と入館者は順調に増えているというふうに聞いていますので、要因としてはほかのところ、例えばクワハウス胎内等の値上がり、回数券の見直し等があったおかげでこちらに客が若干ながれているかなと思っております。

わたしの管轄ではございませんけれども、今のところ入込客を増やすという特別の対策を取っているとは聞いていません。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより、承認第 4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(平成26年度関川村一般会計補正予算(第10号)は、報告のとおり承認することに決定しました。

○議長(高橋八男君) 次に、承認第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長(高橋八男君) 9番、渡辺さん。

○9番(渡辺秀雄君) 211ページ、歳出、一般被保険者療養給付費4,800万円の減ですが、先ほどの説明もありましたが、これだけ減になるということは、健康等についていろいろ指導したり、病気にならないような方向で進んできているわけですが、具体的に取組み状況を教えてください。

○住民福祉課長(中東正子君) 先ほども申し上げましたけれども、数字的には70名も減っております。退職者被保険者の方も20名も減っております。給付費が下がったということはそういうことによります。保健師を中心にいろんな予防事業もやっておりますが、一番極端なところがここだと思っております。

○議長(高橋八男君) ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより、承認第 5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、承認第 5号、専決処分の承認を求めることについて(平成26年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、報告のとおり承認することに決定しました。

○議長(高橋八男君) 次に、承認第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長(高橋八男君) 12番、渡辺さん。

○12番(渡辺健作君) 歳入の304ページ、診療報酬が減額になっています。これは喜ぶべきことでしょうか。それとも、患者が他の病院へ行って診療へ来なくなったというようなことではないのでしょうか。

○議長（高橋八男君） 住民福祉課長。副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 一時期、常勤の医師がいなかった時期もありまして、その後、先般の一般質問にもありましたように、なかなか回復しないというそういう状況にありますので、見積もりと実績との差、なかなか回復してこない。そういうことだろうと思います。

みんなが健康で医療機関にかからないという状況ではないと思っております。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 3 号）は、報告のとおり承認することに決定しました。

○議長（高橋八男君） 次に、承認第 7 号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

（質疑なしと認めます。）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 7 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、報告のとおり承認することに決定しました。

○議長（高橋八男君） 次に、承認第 8 号の質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長（高橋八男君） 9 番、渡辺さん。

○9 番（渡辺秀雄君） 渡辺です。歳出、507 ページ。肺炎球菌ワクチン接種ですけども 15 万円の減ですが、接種を受けた人数は把握していますか。

○住民福祉課長（中東正子君） 後程調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第 8号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、報告のとおり承認することに決定しました。

日程第12、議案第44号、平成27年度関川村一般会計補正予算（第1号）

○議長（高橋八男君） 日程第12、議案第44号、平成27年度関川村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君）

議案第44号、平成27年度関川村一般会計補正予算（第1号）についてであります。蛇喰地内の湧水を集める井戸の水位が上昇して参りまして地滑りを誘発する恐れが生じているために緊急に対応することによる補正予算であります。総務課長に説明をさせます。

○総務課長（伊藤保史君） 平成27年度関川村一般会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出に250万円を追加して総額を47億7,150万円とするものでございます。

今、村長から説明がありましたが、蛇喰地区の地滑防止の集水井の排水管、集水管の閉塞が見られます。内部のさびや砂の堆積が原因と思われれます。

これに対処するため、このままでは地滑りの誘発要因になりますのでボーリング洗浄を行うものでございます。これからの雨の季節の前にやりたいということで補正をさせていただきました。

財源は、繰越金を充当するものでございます。以上です。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、平成27年度関川村一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第45号、財産の取得について

○議長(高橋八男君) 日程第13、議案第45号、財産の取得についてを議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君)

議案第45号、財産の取得についてであります。平成27年度予算に計上しております除雪機械の取得につきまして、昨日、指名入札を執行し仮契約を締結しております。

よって、関川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指名いたしました業者は、小松建機販売株式会社、合資会社坂町重機工業、ユニキャリア株式会社、キャタピラーウェストジャパン株式会社の4社でありまして、入札の結果、合資会社坂町重機工業が落札いたしております。総務課長に詳細説明をさせます。

○総務課長(伊藤保史君) 今村長から説明がありましたとおり、除雪ドーザーの11t級クラス1台を指名競争入札させていただきました。契約金額は1,474万2,000円でございます。この金額は消費税を含んだ金額でございます。契約の相手方は、合資会社坂町重機工業で代表者は山田泰三でございます。以上です。

○議長(高橋八男君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（高橋八男君） 6番、伝さん。

○6番（伝 信男君） 契約相手以外の3者の入札金額を参考までに教えれもらいたい。

○総務課長（伊藤保史君） 消費税抜きの金額、入札金額を申し上げます。小松建機販売株式会社1,371万円、ユニキャリア株式会社1,431万4,000円、キャタピラーウエストジャパン1,640万円、落札した合資会社坂町重機工業は1,365万円でございます。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第46号 関川中学校グラウンド改修工事請負契約の締結について

○議長（高橋八男君） 日程第14、議案第46号、関川中学校グラウンド改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君）

議案第46号、関川中学校グラウンド改修工事請負契約の締結についてであります。

今年度の重点事業であります関川中学校のグラウンド改修工事につきまして、昨日、指名入札を執行し仮契約を締結しております。つきましては、関川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。指名は村内の業者で特定建設業の資格がある株式会社渡辺組、株式会社丸弥組、鈴木土建株式会社の3社といたしまして、競争入札の結果、株式会社渡辺組が落札いたしております。資料も添

えてありますが総務課長に詳細を説明させます。

○総務課長（伊藤保史君） 今ほど村長が説明いたしましたとおり昨日関川中学校のグラウンドの改修工事の入札を行いました。施行地内は上関地内ということでございます。

契約金額が1億9,656万円でございます。これは消費税を含めた額でございます。契約の相手方は株式会社渡辺組、代表取締役渡辺秋美でございます。消費税を抜いた金額は1億8,200万円でございます。以上です。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（高橋八男君） 6番、伝さん。

○6番（伝 信男君） 落札率を教えてください。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 99.7%です。

○議長（高橋八男君） 9番、渡辺さん。

○9番（渡辺秀雄君） 渡辺です。完成はいつごろの予定ですか。

○総務課長（伊藤保史君） ここに契約書を持って来ておりませんので、確かな日付までは言えませんが年内完成ということでございます。年内12月までの完成でございます。

○議長（高橋八男君） 2番。

○2番（佐藤友之君） 2番佐藤です。改修中は生徒の体育授業は体育館だけになるのか。どうなのでしょう。

○議長（高橋八男君） 教育課長。

○教育課長（稲家誠君） 体育館も当然使いますが、場合によっては河川敷のグラウンド、それと関川小学校のグラウンドをお借りすることもあると聞いております。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、関川中学校グラウンド改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(高橋八男君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。本日の会議はこれで閉じます。

これをもって、第2回、関川村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時08分 閉会